

第2号様式(2)-③

(共同企業体発注・事後審査型)

沖縄県企業局一般競争入札公告第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という）を次のとおり実施する。

平成26年12月15日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 平良 敏昭



1 工事概要

(1) 工事名	前田第2調整池流入管移設工事	
(2) 工事場所	浦添市前田地内	
(3) 工種	水道施設工事	
(4) 工事内容	<p>本工事は、浦添市前田地内における区画整理事業に伴い、企業局送水管（Φ800）の移設工事を行うものである。</p> <p>延長：鉄管布設工 L=350m、排水管布設工 L=120m 管径・管種：Φ800mm、ダクタイル鉄管 Φ300mm、硬質塩化ビニル管 工法：開削工 （別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）</p>	
(5) 工期	契約締結日の翌日から平成27年3月30日まで	
(6) 発注形態	特定建設工事共同企業体（JV）発注	
(7) 資格審査方法	事後審査型 ※本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。	
(8) その他適用のある法令、制度等	<p>※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。</p> <p>※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。</p> <p>※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。</p> <p>※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。</p> <p>※本手続きは、県議会における縁越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において本工事に係る予算の縁越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の縁越承認後においても、国庫支出金に係る縁越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。</p> <p>※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。</p>	
(9) 適用する労務単価	<p>※本工事の予定価格は「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。</p>	
(10) 本工事に係る設計業務等の受託者	・ (有)協進技研	

2 特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）の結成にあたっての要件

(1) 2社共同企業体とする。
(2) 自主結成方式とする。
(3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項

(1) 業種	代表構成員 その他構成員	土木工事業 水道施設工事業	(1) の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格査定及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。
(2) 級	代表構成員 その他構成員	A等級 一	
(3) 建設工事入札登録年	平成25・26年度		
(4) 許可区分	代表構成員 その他構成員	特定建設業 建設業	
(5)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法（昭和24年号外法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	入札開始日から落札決定日までの期間に、沖縄県企業局長から「沖縄県企業局建設工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。		
(8)	原則として、上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
(9)	入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。） なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県企業局競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 以下のようにしてかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (7) 親会社と子会社の関係にある場合 (8) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (8) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合		
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。		
(11) 取扱い案件	・該当なし		

イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1) 施工実績	対象期間	自 平成16年12月15日 至 平成26年12月14日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
	対象工事		ア 公共機関が発注した水道施設建設工事（設備工事を除く）及び下水道管路工事であること。（修繕等部分的な工事は除く） イ 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管であること。（塩ビ管は該当しない。）
	備考		共同企業体の取扱いは以下のとおりとする。 ア 共同企業体は構成員としての施工実績でも可。

	資格区分	1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士若しくはそれと同等以上と認められる者	左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。		
(2)	配置予定技術者備考	<p>ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。</p> <p>イ 配置予定技術者にあっては、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の指導監督実務経験（過去3年以内の実務経験に限る）を有する者であること。</p> <p>ウ 配置予定技術者にあっては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p> <p>オ 配置予定技術者は、現場に常駐できる者とする。</p>			
(3)	その他の条件	○ 地域要件	(7) 沖縄県南部及び中部土木事務所管内 (1) 主たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(1)に示す事業所が存在すること。	
		経営事項審査評定値	(7) (1)	申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(1)に示す点数以上にあること。	
		赤土等流出防止対策施工実績	対象期間 自 平成**年4月1日 至 平成**年*月**日 備考	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。 施工実績の取扱いは、3-イ-(1)備考に準ずる。	

ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

	対象期間	自 平成16年12月15日 至 平成26年12月14日	左記の期間内に下記の対象工事を施工（下請けでも可）し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。		
(1)	施工実績 対象工事	<p>ア 公共機関が発注した水道施設建設工事（設備工事を除く）及び下水道管路工事であること。（修繕等部分的な工事は除く）</p> <p>イ 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管であること。（塩ビ管は該当しない。）</p>			
	資格区分	2級土木施工管理技士又はそれと同等以上と認められる者	左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。		
(2)	配置予定技術者備考	<p>ア 「それと同等以上と認められる者」とは、技術士等の資格要件を満たす者である。（技能検定による資格は該当しない。）</p> <p>イ 配置予定技術者にあっては、過去3年以内の実務経験を有する者であること。</p> <p>ウ 配置予定技術者にあっては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p> <p>オ 配置予定技術者は、現場に常駐できる者とする。</p>			
(3)	その他の条件	○ 地域要件 右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	(7) 沖縄県南部及び中部土木事務所管内 (1) 主たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(1)に示す事業所が存在すること。	
		経営審査事項評定値	(7) ○○一式工事 (1) ○○○点	申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(1)に示す点数以上にあること。	

4 入札手続等

(1) 手続き方法	本工事は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。 ※紙入札を希望する場合は、「沖縄県企業局電子入札運用基準」に基づき所要の手続きを経ること。		
(2) 設計図書の配布	期間	自 平成26年12月15日～ 至 平成27年1月15日	
	配布方法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNo=4700000	
	問い合わせ先	沖縄県企業局総務企画課	電話番号 098-866-2803

(3) 共同企業体資格審査申請書等の提出	提出期間	自 平成26年12月15日～至 平成27年1月7日 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。							
	提出先	所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 課名 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班	提出部数 1部						
	連絡先	098-866-2803 内線	提出方法	持参によるものとする。					
	提出資料	沖縄県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領に規定する、 ・特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号） ・特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号） 沖縄県企業局電子入札運用基準に規定する、 ・委任状（電子入札）							
(4) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	平成27年1月15日(木) 9:00						
		入札締切	平成27年1月15日(木) 14:00						
	持参による場合	持参日時	平成27年1月16日(金) 10:20						
		持参考所	沖縄県企業局総務企画課						
	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。							
	入札に関する注意事項（持参により提出する場合）	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。 (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。 (4) 当該工事の紙入札方式移行申請書の写しを提出すること。 (5) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。							
	工事費内訳書の提出	本工事は、すべての入札参加者に対して、第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。 (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。 (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。 (3) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。							
(5) 入札の辞退等	共同企業体資格審査申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合には、紙入札業者については入札締切日の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。一方、電子入札業者については、特段書面手続きの必要はなく、入札操作を行わぬことで辞退したものとみなす。 また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず報告がなく、本工事で落札決定まで至った場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。								
(6) 開札日時	平成27年1月16日(金) 10:30 電子入札システムにより開札								
(7) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留したうえで、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という）から一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を受けたうえで、競争参加資格の有無確認のため事後審査を行う。 なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。								
	事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。適格者が確認できた時点で、落札候補者以外の者の審査は行わないものとする。								

(8) 申請書等の提出	<p>落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、開札後、以下に示す日時までに申請書等の提出を求める。</p> <p>発注機関から申請書等の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は競争参加資格がないものとする。</p> <p>なお、当初申請書の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は、別途通知する。</p>		
通 知 日	平成27年1月16日(金) 17:00 (予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。		
提 出 期 限	平成27年1月20日(火) 17:00		
提 出 先	沖縄県中頭郡西原町字小那霸1336 沖縄県企業局 西原浄水管理事務所 浄水管理班 098-945-4403 内線	提出部数	1部
提 出 方 法	原則として、持参によるものとする。		
(9) 競争参加資格の確認結果の通知	<p>競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。</p> <p>平成27年1月27日(火) (予定)</p>		
(10) 落札者の決定方法	事後審査の結果、最低価格者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該最低価格者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。		
(11) 本入札に係る資料の取り扱い	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。</p> <p>オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。</p> <p>カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。</p> <p>キ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>		

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	○	免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号） ※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた額の100分の5を県（企業局）に納付しなければならない。 以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条）
入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。			
<p>ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書</p>			
<p>※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。</p> <p>※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。</p> <p>※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。</p>			
<p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。</p> <p>(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更是できないものとする。</p>			

入札保証金	提出期限	午後5時まで
	提出先	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班 098-866-2803 内線
	提出方法	入札保証金納付書発行依頼書を までに上記提出 先に電話連絡の上、持参し、納入通知書の発行を受けること。 (金融機関で納付後、上記提出期限までに領収書を持参すること)
	提出期限	午後5時まで
入札保証保 険証券・入 札保証書・ 契約保証予 約証書	提出先	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班
	提出方法	持参又は送付(配達が確認できる方法にて送付すること)
	その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とすること。 契約者名は「○○特定建設工事共同企業体 代表者 (株)△△ 代 表取締役 □□」とすること。 宛名は「沖縄県公営企業管理者 企業局長 平良敏昭」とし、住所 は「沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号」とすること。
	有価証券等	受入日時 受入方法等の調整があるので、 までに上記提出先 あて電話連絡すること。
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。	

6 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(2) 入札の無効	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(3) 支払条件	前 金 払 契約金額の40%以内 中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく 部 分 払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 火災保険の要否	要・否
(5) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合は、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。 (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乘じた額で行う。
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄県企業局競争入札契約心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。

7 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続き に関すること	問い合わせ先	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班 098-866-2803 (代)
(2) 上記(1)以外に 関すること	質問書 提出先	沖縄県中頭郡西原町字小那覇1336 沖縄県企業局 西原浄水管理事務所 浄水管理班 098-945-4403 (代) FAX 098-945-4455
	問い合わせ先	沖縄県中頭郡西原町字小那覇1336 沖縄県企業局 西原浄水管理事務所 浄水管理班 098-945-4403 (代)
	提出期間	平成26年12月15日(月)から 平成27年1月5日(月) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
	提出方法	持参又はFAXにより提出すること。※なお、FAXにより提出する場合は必ず電話により到達確認を行うこと。
回答方法	質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所並びに入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.eb-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNo=4700000	
	期間	回答日から 平成27年1月15日(木) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

8 苦情申し立て

(1) 競争参加資格がない と認められた者が その理由に対して 不服がある場合	競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
	提出期限 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班
	提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
(2) 再苦情申し立て	契約担当者からの上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。 ※ 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班 受付時間： 午前9時から午後5時まで。

9 電子入札に関する事項

(1) システム稼働時間	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。	
(2) 障害発生時及び システム操作 問い合わせ先	システム操作・ 接続確認等	・電子調達センター 電話番号 0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具 合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 紙入札での参加等 に関する手続き	「沖縄県企業局電子入札運用基準」で定める「紙入札方式参加申請書」「紙入札方式移行申請書」により、遅くとも入札日の1週間前までに所用な手続きを経ること。	

(4) 電子入札システム上の通知等の確認	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。 <ul style="list-style-type: none">・ 落札保留通知書・ 入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書・ 競争入札参加資格確認結果通知書・ 未審査通知書・ 日時変更通知書・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）・ 入札書受付票・ 入札締切通知書・ 再入札通知書・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）・ 落札者決定通知書・ 保留通知書・ 取止め通知書
----------------------	---